

近江八幡市事業継続応援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、売上高の減少等の大きな影響を受けている市内に事業所等を有する事業者に対し、事業の継続を支え、及び再起の糧の一助とするため、近江八幡市事業継続応援金（以下「応援金」という。）を交付するものとし、その交付に関し近江八幡市補助金交付規則（平成22年近江八幡市規則第55号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 応援金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、令和4年4月1日以前から本市に本店又は事業所を有する中小企業等及び本市に住民登録又は事業所を有する個人事業主で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) ア、イ又はウのいずれかに該当すること。ただし、令和3年3月2日以後に開業した者にあつては、次に掲げるウ又はエのいずれかに該当すること。

ア 令和3年11月から令和4年3月までのいずれかの月（以下「対象月」という。）の売上高が、平成30年11月から令和3年3月までの対象月と同じ月（以下「基準月」という。）の売上高と比較して20%以上減少しており、かつ、基準月の売上高が、中小企業等にあつては15万円以上、個人事業主にあつては7万5,000円以上であること。

イ 直近1事業年度（以下「対象年度」という。）の売上高が、平成30年4月を含む事業年度から2事業年度前までのいずれかの事業年度（以下「基準年度」という。）の売上高と比較して20%以上減少し、かつ、基準年度の売上高が、中小企業等にあつては180万円以上、個人事業主にあつては90万円以上であること。

ウ 滋賀県が実施する滋賀県事業継続支援金(第4期)の給付を受けていること。

エ 応援金の申請をしようとする日（以下「申請日」という）の直近3月のうち任意の1月の売上高が、令和4年4月から申請日前月又は前々月まで（以下「基準期間」という）の平均売上高と比較して20%以上減少し、かつ、基準期間の平均売上高が、中小企業等にあつては15万円以上、個人事業主にあつて

は7万5,000円以上であること。

- (2) 個人事業主で前号ア、イ又はエに該当する者にあつては、事業収入額が総収入額の2分の1以上であること。
- (3) 申請日以後も事業を継続する意思があること。
- (4) 申請日において、市税の滞納がないこと。
- (5) 応援金の交付を受けようとする者及びその世帯員（法人にあつては、その役員）が、次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

（応援金の額）

第3条 応援金の額は、予算の範囲内で、次に掲げるとおりとする。

- (1) 中小企業等 15万円
- (2) 個人事業主 7万5,000円

（応援金の交付申請及び請求）

第4条 応援金の交付を受けようとする対象者（以下「交付申請者」という。）は、近江八幡市事業継続応援金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書（別記様式第2号）
- (2) 次に掲げるいずれかの書類

ア 第2条第1号ア又はイに該当する者にあつては、売上高確認表（別記様式第3号）及びその添付資料

イ 第2条第1号ウに該当する者にあつては、滋賀県が実施する滋賀県事業継続支援金（第4期）の給付を受けたことが分かるものの写し

ウ 第2条第1号エに該当する者にあつては、売上高確認表（新規開業者用）（別記様式第4号）及びその添付資料

(3) 個人事業主で第2条第1号ア、イ又はエに該当する者（ただし、令和4年1月1日以後に開業した者を除く。）にあつては、対象年度の確定申告書の写し

(4) 本市にある事業所等の所在地が分かる書類の写し

(5) 申請日以前3月以内に発行された市税に未納がないことの証明書

(6) 応援金の振込先口座が分かるものの写し

(7) その他市長が必要と認める書類

2 応援金の交付の申請は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、原則として郵送によるものとする。ただし、郵送による提出ができない場合は、交付申請者と市担当課が協議して申請方法を決定するものとする。

3 応援金の交付の申請は、令和4年9月30日までに市担当課に到達したものを有効とする。ただし、自然災害その他やむを得ない事情が生じたものと市長が認めた場合は、この限りでない。

（交付決定及び交付確定）

第5条 市長は、応援金の交付の決定をしたときは、遅滞なく近江八幡市事業継続応援金交付決定及び交付確定通知書（別記様式第5号）により、交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、応援金の交付を決定する場合において、適正な交付を行うため必要と認めたときは、当該交付について条件を付することができる。

（決定の取消し）

第6条 市長は、前条の規定により応援金の交付の決定を受けた者（以下「応援決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、応援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 応援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の行為により応援金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(応援金の返還)

第7条 市長は、応援決定者が前条各号のいずれかに該当する場合において、当該応援決定者に応援金が既に交付されているときは、当該応援金の返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、応援決定者に係る第7条の規定については、なおその効力を有する。